

(総務課関係)

1. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の発足について

昨年末に発表された新たな人口推計では、近年の出生率の低下や寿命の伸びを反映して、これまでよりも急速に少子・高齢化や人口減少が進むという厳しい見通しが示された。

国民の結婚や出産に関する希望を見る限り、このような急速な少子化は決して国民の望んだことではなく、今こそ改めて、国民の結婚や出産に関する希望が実現するには何が必要であるかに焦点を当てて、効果的な施策の再構築、実行を図らなければならないという考え方から、政府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」を策定することとなり、そのための検討会議の初会合が、2月9日に開催されたところである。

この会議では、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討を進めることとしている。(資料1(39頁)参照)

検討メンバーは、議長の内閣官房長官をはじめ、少子化担当大臣、厚生労働大臣など関係閣僚9名、学識経験者や経済団体、労働団体、地方自治体の関係者など有識者7名である。

また、検討会議の下に、「基本戦略」、「働き方の改革」、「地域・家族の再生」、「点検・評価」の4つの分科会を設置し、専門的な議論を進めることとしている。

検討会議や分科会での検討の結果を踏まえ、本年6月を目途に基本的な考え方をとりまとめ、骨太の方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007)に反映させ、その後、税制改正等の議論も見極めつつ、本年中に重点戦略の全体像を提示する予定となっている。

2. 次世代育成支援のための行動計画の推進について

(1) 平成19年度予算案を踏まえた取組の推進について

平成19年度の予算編成に当たっては、近年の出生率の動向から、新たな人口推計が、前回推計よりも厳しい見通しとなることをあらかじめ念頭におくとともに、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、財政状況が厳しい中で、できる限りの措置を講じたところであり、この結果、少子化社会対策関係予算は、政府全体では前年度比12.3%増の1兆7,064億円、厚生労働省では前年度比13.5%増の1兆4,873億円を確保したところである。

具体的には、児童手当における乳幼児加算の創設や育児休業給付の給付率の引上げ等、出産前後や乳幼児期の経済的支援の充実をはじめとして、働き方の見直し、若者の自立支援・雇用対策の充実などを図ったところである。

また、地域における子育て支援施策については、①地域の子育て支援拠点の拡充、②全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進、③生後4か月までの全戸訪問の実施、④病児・病後児保育の拡充など、「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値の前倒し実施を含む措置を盛り込んだところであり、本予算案を踏まえ、新たな施策にも積極的に取り組んでいただくとともに、現時点では目標達成率が高い場合であっても、小学校数や中学校数との比較で整備が進んでいない地域や整備の要望が強い地域等を重点に、さらなる取組の推進をお願いしたい。

(2) 地域行動計画及び措置の実施状況の公表について

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画については、昨年10月までにすべての都道府県及び市区町村において策定が完了したところである。しかしながら、計画の内容及び当該計画に基づく措置の実施状況の公表状況について、昨年10月1日現在で調査した結果、計画の内容については70市町村（全市区町村の3.8%）が未公表、措置の実施状況については、都道府県で11都府県、市区町村では1,017市区町村（全市区町村の55.3%）が未公表であることが明らかとなった。（資料4（78頁）参照）

地域住民のニーズを踏まえ、きめ細かなサービス展開を図るには、各地方公共団体のホームページや広報誌等を活用して住民に分かりやすく周知し、広く意見を聴取して、その後の取組に反映させることが必要であるので、未公表の地方公共団体においては、必ず平成18年度中には

公表を行うようお願いしたい。

なお、ホームページ上で公表されている計画等については、厚生労働省ホームページにリンク掲載することとしているので、各地方公共団体ホームページへの新規掲載及び掲載場所の変更が生じた場合は、随時、連絡されたい。

また、本年4月1日時点での計画等の公表状況及び子育て支援関係事業の平成21年度目標値について、今後改めて調査する予定であるので、御協力をお願いしたい。

※厚生労働省ホームページ内 リンク掲載場所
次世代育成支援対策（全般）(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html>)
の 市町村及び都道府県行動計画 内
「・都道府県、市区町村が策定している地域行動計画」
「・都道府県、市区町村が策定している地域行動計画に基づく措置の実施状況」

(3) 特定事業主行動計画の策定と推進について

都道府県及び市区町村は、職員を雇用する「事業主」の立場から、働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援等に関する特定事業主行動計画を策定することとされているが、昨年10月1日現在の調査では、未だ205市区町村（全市区町村の11.1%）で策定が完了していないことが明らかとなった。（資料5（85頁）参照）

各都道府県におかれては、未策定の管内市区町村に対して、早急に策定を完了するよう、必要な助言と連携・協力をお願いしたい。

なお、ホームページ上で公表されている計画については、厚生労働省ホームページにリンク掲載することとしているので、各地方公共団体ホームページへの新規掲載及び掲載場所の変更が生じた場合は、随時、報告されたい。

また、本年4月1日時点での策定状況について、今後改めて調査する予定であるので、御協力をお願いしたい。

※厚生労働省ホームページ内 リンク掲載場所
次世代育成支援対策（全般）(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html>)
の 特定事業主行動計画 内
「・都道府県、市区町村が策定している特定事業主行動計画」

3. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の拡充

ア. 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について
平成19年度より、次世代育成支援対策交付金（以下「ソフト交付金」という。）の特定事業として、新たに、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施することとした。

本事業の実施が、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ろうとするものであり、地域における総合的な子育て支援体制を整備する上で、重要な事業であると考えていることから、各自治体におかれては、積極的に取組まれるようお願いする。

また、本事業の実施に当たっては、育児支援家庭訪問事業や地域子育て支援拠点事業等と十分に連携を図りながら効果的な実施を図りたい。

なお、本事業の実施内容については、少子化対策企画室追加資料によりお示ししているとおりであり、具体的なポイントについては、追ってお示しすることとする。

イ. 子育てパパ応援事業について

地域が主体となり、地域ぐるみで父親の育児参加を推進する取組を実施することにより、父親等に対し、子育ての喜びや大切さを実感させる等、子育てや子どもを持つことに対する意識・意欲の向上を図り、併せて家族や地域の絆を深めることを目的として、平成19年度単年度限りの事業として、子育てパパ応援事業を実施する。

行政や関係機関、市民団体等が連携した、父親が主体となった子育て支援活動への支援（父親サークルの育成、父親のための子育てサロン、父親学級、プレパパ講座等の実施）や、商工会などと連携した父親の育児参加を推進する取組（父親シンポ、フォーラム・セミナー等の開催）、父親支援のための子育て支援者研修等の積極的な実施をお願いしたい。

なお、ソフト交付金におけるポイントの算定方法については、資料6（89頁）のとおり予定している。

ウ. 病児・病後児保育事業

乳幼児健康支援一時預かり事業については、平成19年度に新たに創設した病児・病後児保育事業（自園型）（※児童育成事業費補助金（年金特別会計児童手当勘定）の中で実施）とあわせ、病児・病後児保育事業として、推進を図っていくこととしたところ。（資

料7（90頁）参照）

各自治体におかれては、引き続き、児童及び保護者のニーズに応じ、安心できる環境において、病児・病後児保育が実施されるよう、事業の推進を図っていただきたい。

（2）地域における子育て支援拠点の拡充（地域子育て支援拠点事業の実施について）

地域における子育て支援の拠点となる、「つどいの広場事業」及び「地域子育て支援センター事業」については、児童館の活用も図りながら、新たに「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」として再編し、平成19年度から、「地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）」として実施することとしたところ。

19年度予算（案）には、「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所を前倒しして実施できる経費として、84億円の予算を盛りこんだところである。

拠点事業の実施要綱（案）は、少子化対策企画室追加資料によりお示ししているとおりであり、「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6として、盛りこむこととしている。（交付要綱についても、「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」に盛りこむこととしている。）

ア. ひろば型

（ア）「出張ひろば」について

翌年度に常設の「ひろば型」に移行することを前提に、既に「ひろば型」を開設している主体（市町村直営の場合を除く。）が、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、週1日～2日で「ひろば型」と同一内容の事業を実施する「出張ひろば」を開設する場合には、加算を行うものとする。（年額134万円（予定））

「出張ひろば」に対する加算は、開設年度の翌年度には、必ず週3日以上かつ1日5時間以上の「ひろば」に移行することを条件に行い、加算は開設年度のみ行うものとする。

また、一つの「ひろば型」が2カ所以上出張ひろばを実施する場合であっても、加算額は134万円（予定）とする。

また、「出張ひろば」は、地域のニーズや実情を十分把握の上、子育て親子にとって最も適した場所で実施すること。

そのため、必要に応じ、開設場所を変更しても差し支えないものとするが、その際には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮す

ること。

(イ) 地域の子育て力を高める取組

地域の子育て力を高める取組については、①学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組、②地域の高齢者や異年齢児童等との世代間の交流を継続的に実施する取組、③父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組、④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組を「ひろば型」において実施した場合に、加算を行うものとする。

なお、いずれの取組についても、一時的、単発的に実施するのではなく、②や③は少なくとも月1回以上、④については週1回以上実施するものであること。

なお、加算額については、1事業実施の場合は448千円、2事業実施の場合は597千円、3事業実施の場合は747千円、4事業実施の場合は896千円を加算する予定としている。

イ. センター型

センター型は、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めるものとし、子育て全般に関する専門的な支援を行うものとする。

また、地域に出向いた地域支援活動を必ず実施し、公共施設等に出向いて、親子の交流や子育てサークルの援助等を実施する他、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、家庭への訪問等も行うものとする。

なお、従来より実施されている地域子育て支援センター（小規模型）については、3年間の経過措置を設け、「ひろば型」又は「センター型」への移行を図ることとし、移行しない場合には補助を廃止することとしているので、小規模型を設置している市町村におかれては、十分留意されたい。

ウ. 児童館型

児童館型では、民営の児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等、子育て親子が交流できる適切な場を提供し、事業を実施することとする。

また、子育て親子の支援に関して意欲があり、かつ、子育てに関する知識と経験を有する者を1名以上（非常勤でも可）配置するものとする。

さらに、児童館型においても、ひろば型と同様、地域の子育て力を高める取組を実施した場合には、加算の対象となるので、積極的に取り組んでいただきたい。

4 児童虐待防止対策等要保護児童対策の充実について

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の創設について

新生児・乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて、新たな育児負担により心身の変調を来しやすく不安定な時期であるが、一方で核家族化とともに少子化が進み、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっている。

そのため、地域におけるすべての出生に関して訪問によるアプローチを行い、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るための「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を創設したところである。（資料8（91頁））

各都道府県におかれては、管内市区町村に対して説明会を開催する等により本事業の積極的な取り組みに向けて、格段の配慮をお願いしたい。

なお、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の評価ポイントの設定については、先般、本事業についての平成19年度の実施予定調べを依頼したところであり、この結果を踏まえて速やかにお示しする予定である。

また、「育児支援家庭訪問事業」についても同様に、実施予定調べを踏まえ評価ポイントの設定を検討する予定であるので、御了知願いたい。
（資料9（93頁））

(2) 児童相談所・市町村の対応強化について

児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、市町村が虐待通告の通告先に加わった平成17年度においても34,472件と史上最高を記録しており、加えて、死亡事件など深刻な事例も依然として後を絶たない状況にある。

こうした状況の下で、立入調査、一時保護、施設入所措置などの強制的措置を唯一実施できる児童相談所は、子どもの安全確保の砦として、市町村、警察、教育機関等と連携を図りつつ、迅速かつ的確な対応が求められているところである。

また、前回の法改正により、市町村は、児童虐待ケースをはじめ、児童家庭相談に関する一義的な役割を担うこととなっており、法施行から約2年が経過しようとする現在、相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）（以下、「地域協議会」とい

う。)の設置促進、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化等が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、都道府県等におかれては、①児童相談所の強化、②市町村（地域協議会）の体制強化、③関係機関の連携強化に向けた取り組みを早急に進められたい。

【平成19年度地方交付税措置】

児童相談所の業務は、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告対象の拡大等により、相談件数の増加とともに、家庭裁判所の承認を得て行う施設入所措置や家庭への立入調査などを必要とするケースも増加してきており、児童虐待相談を中心に処遇困難事例が増加、同時に職員が抱えるストレスも増加するなど、業務過多の状態となっている。

このような現状から、児童福祉司等の職員の増員については、昨年来、各都道府県・関係団体より強く要望されているものの、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより、増員措置が厳しい状況であるが、今般、平成19年度地方交付税措置において、児童福祉司3名分（人口170万人あたり：平成18年度25人→平成19年度28人）の経費が充実される見込みであるので、各都道府県等におかれては、一層必要な人員体制の確保に努めるとともに、地域協議会の立ち上げ支援や運営上の指導を行うなど、管内市町村の児童相談体制の連携強化等を含め、総合的な児童相談体制の充実に努めていただきたい。

なお、一部の自治体においては、児童福祉司が知的障害者福祉司や身体障害者福祉司を兼務している、障害児と障害者の相談事業（判定業務や手帳交付事務等）を統合した「障害関係相談所」などにおいて相談事業が行うといった取組を進めており、児童福祉司の増員措置への対応に当たっては、こうした地方交付税で措置されている知的障害者福祉司や身体障害者福祉司の措置人員を活用するなどの柔軟な対応も考えられる。
(資料10 (94頁))

【児童相談所運営指針等の改正】

近年の虐待による死亡事例等の検証結果について、社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における検討を踏まえ、本年1月23日に児童相談所運営指針等の見直しを行い、各都道府県知事等に通知したところである。(資料11 (95頁))

今般の改正では、児童虐待に関する児童相談所と市町村等との密接な連携を確保する観点から、(1)市町村は、地域内の児童虐待の状況を的確に把握する観点から、虐待対応が進行中の児童すべてについて、そ

の状況をフォローすることとし、地域協議会の調整機関等において進行管理台帳を作成することとしたほか、(2)市町村は、児童相談所に送致を行ったケースに関し、立入調査や一時保護の実施について、必要があると認めるときは、地域協議会における協議等を踏まえ、児童相談所長又は都道府県知事等に対し、通知できることとしたところである。

市町村が行う通知の取扱いについては、まず直接の担当である児童相談所に通知し、その上で迅速かつ確実な対応が必要と判断される場合に、改めて都道府県知事等に対し通知することを想定しているが、都道府県等においては、市町村から通知があった場合には、当該児童相談所に事実関係を確認し、必要に応じ適切な指示を行っていただきたい。あわせて、児童相談所が実施する立入調査や一時保護について評価を行う観点から、児童福祉審議会が、立入調査や一時保護の実施状況を点検することとし、都道府県等の児童福祉主管部局においては、立入調査や一時保護の実施件数、困難事例、市町村から通知を受けた事例への対応状況等についてとりまとめ、適宜、児童福祉審議会に報告することとされた。 (資料12 (97頁))

本改正については、立入調査や一時保護等の迅速な対応を図り、子どもの安全確保を最優先とした対応を適切に実施するために重要な内容であることから、児童相談所をはじめ管内市町村並びに関係団体等に対し、説明会を開催する等により、その周知を図りたい。

なお、改正通知発出後に各自治体よりいただいた疑義照会について、回答を取りまとめたので、あわせて周知を図りたい。(資料13(98頁))

【平成18年度補正予算、平成19年度予算(案)】

迅速かつ的確な対応のため、平成18年度補正予算においては、児童虐待等緊急対策として、車輛整備、警備設備等の設置、一時保護施設の定員不足解消のための施設整備等を盛り込んだところであり、同補正予算を積極的に活用されたい。特に、一時保護施設の定員不足の解消は緊急の課題であり、入所率が高く、定員不足を生じている都道府県等については、資料14(102頁)のとおり、早急に、一時保護施設等緊急整備計画を策定し、定員不足の解消等に務められたい。

また、統合補助金の児童虐待防止対策支援事業を見直し、弁護士等と連携を図るための経費や、夜間休日体制や一時保護施設の強化を図るために非常勤職員を配置するための経費について、各児童相談所単位で実施できるよう、補助基準を改善したほか、平成19年度予算(案)からは、児童相談所が学識経験者等と連携し、スーパーバイズを受けるための経費についても、同様に補助基準を改善することとしている。

さらに、民間組織と連携し、児童虐待やいじめ等で思い悩む子どもた

ち等からの相談体制を強化する観点から、「チャイルドライン」などの民間組織に対し、都道府県や市町村が事業委託できるよう統合補助金の児童虐待防止対策支援事業「市町村及び民間団体との連携強化事業」及び次世代育成支援対策交付金の交付要綱を見直すこととしているので、御了知願いたい。

(3) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置促進・機能強化について

市町村における児童虐待防止の中核となる地域協議会については、平成18年度補正予算においても設備機器の助成措置を講じたところであり、その早急な設置が求められている。遅くとも、市及び福祉事務所を設置する町村については、平成19年度中の設置をお願いしたい。(資料15(103頁))

また、設置後の運営機能を強化するため、平成19年度予算(案)において、都道府県(児童相談所)が地域協議会に対し、その運営に関するノウハウを普及させること等を目的に、児童相談所OBなど児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業を行うこととしているので格段の取り組みをお願いしたい。

あわせて、平成19年度地方財政措置において、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置(地域の子育て支援のための措置)として、平成18年度は全国ベースで約330億円の財政措置が約700億円に拡充されたところであり、地域協議会の調整機関職員の充実等の人材確保及び専門性向上の取り組みに活用されるようお願いする。

(4) 児童虐待対応職員等を対象とした研修について

児童虐待への対応強化については、担当職員の充実とあわせて、研修等を通じた専門性の向上が重要である。資料16(104頁)は、平成19年度において、子どもの虹情報研修センター等が実施を予定している研修プログラムであるが、各自治体におかれては、積極的に該当する者の参加を促すとともに、管内の市町村、社会福祉法人、民間団体等に対し、受講の勧奨及び周知をお願いしたい。

特に、子どもの虹情報研修センターでは、平成19年度において、児童相談所職員(スーパーバイザー)の専門性の向上、市町村や関係機関の職員への児童虐待等の対応力の向上を目指した新たな研修を行うなど、科目の再編や内容の充実を図ることとしているほか、児童相談所や

児童福祉施設等の援助機関の職員等から電話等による専門相談に応じたり、ホームページ等を活用した児童虐待防止等に関する最新情報の提供、これまで実施してきた研修を収録したビデオの貸出などを行っているところであり、積極的にご活用いただきたい。(資料17 (105頁))

【問い合わせ先：045-871-8011】

【HPアドレス：<http://www.crc-japan.net/index.php>】

(5) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成19年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発などを行うほか、全国フォーラムを11月10日(土)～11日(日)に熊本県熊本市において開催する予定である。

また、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められたオレンジリボン・キャンペーンは、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める有効な取り組みである。

このため、厚生労働省では、オレンジリボンの普及促進を進めているところであるが、地方自治体や関係機関におかれても、日頃から、職員自らがオレンジリボンを身に付ける、研修会や講習会等の場でPRに務めるなど、児童虐待に関する社会的関心の喚起につき御協力をお願いしたい。